

○MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドラインの一部改正案 新旧対照表

(「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン(廃止)」について、本改正案に関連する該当部分のみを参考として記載)

改正案	現行
<p>MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン 目次</p> <p>1 (略)</p> <p>2 電気通信事業法に係る事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)MVNOとMNOとの間の関係</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 事業者間接続による場合</p> <p>ア 事業法第32条に基づく一般的規律</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 利用者料金の設定権の帰属</p> <p>(ウ) 接続料の課金方式</p> <p><u>(エ) 接続料の算定</u></p> <p><u>(オ) 接続に必要なシステム開発等</u></p> <p><u>(カ) 接続を円滑に行うために必要な事項の提供</u></p> <p>イ <u>二種指定事業者の接続に係る規律</u></p> <p><u>(ア) アンバンドル機能等を設定するに当たっての考え方</u></p> <p><u>(イ) 接続料の算定方法に関する考え方</u></p> <p><u>(ウ) 接続料の精算方法</u></p> <p><u>(エ) 標準的接続箇所</u></p> <p><u>(オ) 接続を円滑に行うために必要な事項の提供</u></p> <p><u>(カ) 接続を円滑に行うために必要な情報の提供(努力義務)</u></p>	<p>MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン 目次</p> <p>1 (略)</p> <p>2 電気通信事業法に係る事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) MVNOとMNOとの間の関係</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 事業者間接続による場合</p> <p>ア 事業法第32条に基づく一般的規律</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>利用者料金の設定権の帰属について</u></p> <p>(ウ) <u>接続料の課金方式について</u></p> <p>イ <u>第二種指定電気通信設備を設置するMNOの接続に係る規律</u></p>

3) 市場支配的なMNOに係る規律

4) MNOとMVNOとの間の協議に関する事項

- ア MNOにおけるコンタクトポイントの明確化
- イ MVNOの事業計画等に係る聴取範囲の明確化
- ウ ネットワークのふくそう対策
- エ MVNOによる端末の調達

オ 電気通信番号(電話番号)管理

- (ア) 電話番号等の利用
- (イ) 携帯電話の番号ポータビリティ

5) MNOとMVNOとの間の協議が円滑に行われない場合

- ア 法制上の解釈に関する相談
- イ 意見申出制度
- ウ 協議が調わなかった場合の手続
 - (ア) 総務大臣による協議命令・裁定
 - (イ) 電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁

(3) MVNOと利用者との間の関係

- 1) MVNOと利用者との間の契約関係
- 2) 提供条件の説明及び苦情等の処理
- (4) その他
 - 1) 業務協定の認可の申請
 - 2) 通信量等の報告
 - 3) 事業開始の届出内容の変更の届出等
 - 4) 契約数等の報告

(3) MNOにおけるコンタクトポイントの明確化

(4) MVNOの事業計画等に係る聴取範囲の明確化

- 1) 基本的考え方
- 2) 市場支配的なMNOに係る規律
- (5) ネットワークの輻輳対策

(6) 法制上の解釈に関する相談

(7) 意見申出制度

(8) 協議が調わなかった場合の手続

(9) MVNOによる端末の調達

(10) 電気通信番号(電話番号)管理

- 1) 電話番号の利用
- 2) 携帯電話の番号ポータビリティ

(11) MVNOと利用者との間の契約関係

(12) 提供条件の説明及び苦情等の処理

(13) その他

3・4 (略)

5 開設計画においてMVNOによる無線設備の利用を促進する計画を有するMNO

(1)電波法第27条の13第4項の規定に基づき総務大臣の認定を受けた開設計画の遂行

(2) (略)

6 (略)

1 ガイドラインの目的等

(1)ガイドラインの目的

(前略)

具体的には、MVNOの事業展開やMNO間の接続等に関連する電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）及び電波法（昭和25年法律第131号）の適用関係について明確化を図り、競争の枠組みの透明化を図ることを目的とするものであり、本ガイドラインにより新たな規制の導入を企図するものではない。

(2)ガイドラインの対象とするMVNO等の事業範囲

(前略)

そこで、本ガイドラインにおいては、MNO、MVNO及びMVNEを次のように便宜的に定義(working definition)し、用いることとする（今後、MVNOの事業範囲等の変化に伴い、当該定義については必要に応じて見直すこともあり得る。）。

(後略)

1)・2) (略)

3) MVNE

3・4 (略)

5 開設計画においてMVNOによる無線設備の利用を促進する計画を有するMNOについて

(1)電波法第27条の13の規定に基づき総務大臣の認定を受けた開設計画の遂行について

(2) (略)

6 (略)

1 ガイドラインの目的等

(1)ガイドラインの目的

(前略)

具体的には、MVNOが事業展開を図る上で関連する電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）及び電波法（昭和25年法律第131号）の適用関係について明確化を図り、競争の枠組みの透明化を図ることを目的とするものであり、本ガイドラインにより新たな規制の導入を企図するものではない。

(2)ガイドラインの対象とするMVNO等の事業範囲

(前略)

そこで、本ガイドラインにおいては、MNO、MVNO及びMVNEを次のように便宜的に定義(working definition)し、用いることとする（今後、MVNOの事業範囲等の変化に伴い、当該定義については必要に応じて見直すこともあり得る。）。

(後略)

1)・2) (略)

3) MVNE

MVNE (Mobile Virtual Network Enabler) とは、MVNOとの契約に基づき当該MVNOの事業の構築を支援する事業を営む者(当該事業に係る無線局を自ら開設・運用している者を除く。)と定義する。MVNEは今後のMVNOの多様なビジネス展開において重要な役割を果たすと考えられるが、現時点ではそのビジネスモデルが必ずしも確定しているものではないことに鑑み、ここでは、当面、次の2つの形態を想定する。

(後略)

2 電気通信事業法に係る事項

(1) MVNOは、当該事業を営もうとする場合、事業法及び電気通信事業法施行規則(昭和62年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」という。)に基づき、総務大臣の登録を受けるか、当該事業を営もうとする旨を総務大臣に届け出なければならない(事業法第9条及び第16条第1項、事業法施行規則第4条及び第9条第1項)。また、事業法に基づき既に登録又は届出を行っている電気通信事業者が新たにMVNOとして事業を営むことにより、提供する電気通信役務に変更が生じた場合、遅滞なく、当該変更を総務大臣に報告しなければならない(事業法施行規則第10条第1項)⁴。

(2)MVNOとMNOとの間の関係

(略)

1) 卸電気通信役務の提供による場合

(前略)

電気通信事業者は、電気通信役務の提供について不当な差別的取扱いをしてはならない(事業法第6条)。そのため、MNOは、MVNOから他の一般利用者や他のMVNOに提供しているサービスと同一のサ

MVNE (Mobile Virtual Network Enabler) とは、MVNOとの契約に基づき当該MVNOの事業の構築を支援する事業を営む者(当該事業に係る無線局を自ら開設・運用している者を除く。)と定義する。MVNEは今後のMVNOの多様なビジネス展開において重要な役割を果たすと考えられるが、現時点ではそのビジネスモデルが必ずしも確定しているものではないことにかんがみ、ここでは、当面、次の2つの形態を想定する。

(後略)

2 電気通信事業法に係る事項

(1) MVNOは、当該事業を営もうとする場合、事業法及び電気通信事業法施行規則(以下「事業法施行規則」という。)に基づき、総務大臣の登録を受けるか、当該事業を営もうとする旨を総務大臣に届け出なければならない(事業法第9条及び第16条第1項、事業法施行規則第4条及び第9条第1項)。また、事業法に基づき既に登録又は届出を行っている電気通信事業者が新たにMVNOとして事業を営むことにより、提供する電気通信役務に変更が生じた場合、遅滞なく、当該変更を総務大臣に報告しなければならない(事業法施行規則第10条第1項)⁴。

(2) MVNOとMNOとの間の関係

(略)

1) 卸電気通信役務の提供による場合

(前略)

電気通信事業者は、電気通信役務の提供について不当な差別的取扱いをしてはならない(事業法第6条)。そのため、MNOは、MVNOから他の一般利用者や他のMVNOに提供しているサービスと同一のサ

サービスの提供の申込みがあったときは、合理的な理由がない限り、これを拒んではならない。ただし、MNOは、他の一般利用者や他のMVNOに提供していない条件でのサービスを提供することまでは義務づけられていない。なお、MNOが認定電気通信事業者である場合は、正当な理由がない限り、認定電気通信事業に係る電気通信役務の提供を拒んではならない（事業法第121条）。

MNOがMVNOに卸電気通信役務を提供する場合、MNOがあらかじめ設定した提供条件を定める契約約款に基づく契約により提供する形態と、MVNOとの間で個別に合意した提供条件に基づく契約により提供する形態が想定される。

MVNOが事業計画を策定する上で必要となる卸電気通信役務の提供条件等について、MVNOの新規参入に際しての予見可能性を高める観点から、MNOにおいて、卸電気通信役務に関する標準プラン（標準的なケースを想定した卸電気通信役務の料金その他の提供条件をいう。以下同じ。）を策定する等の情報開示を行うことが望ましい。なお、MNO及びMVNOは、当該標準プランの内容にかかわらず、協議当事者双方の間で個別に合意した提供条件に基づいて、卸電気通信役務契約の締結を行うことを妨げられない。

第二種指定電気通信設備を設置するMNO（以下「二種指定事業者」という。）は、当該設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したときは、遅滞なく、その旨、卸電気通信役務の種類その他総務省令で定める事項（特定の卸電気通信役務⁵について、当該MNOの特定関係法人⁶であるMVNO（その提供を受ける特定の卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される端末の数が5万未満のものを除く。）又はその提供を受ける特定の卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に

サービスの提供の申込みがあったときは、合理的な理由がない限り、これを拒んではならない。ただし、MNOは、他の一般利用者や他のMVNOに提供していない条件でのサービスを提供することまでは義務づけられていない。

MNOがMVNOに卸電気通信役務を提供する場合、MNOがあらかじめ設定した提供条件を定める契約約款に基づく契約により提供する形態と、MVNOとの間で個別に合意した提供条件に基づく契約により提供する形態が想定される。いずれの場合であっても事業法上必要となる行政手続はない。

MVNOが事業計画を策定する上で必要となる卸電気通信役務の提供条件等について、MVNOの新規参入に際しての予見可能性を高める観点から、MNOにおいて、卸電気通信役務に関する標準プラン（標準的なケースを想定した卸電気通信役務の料金その他の提供条件）を策定する等の情報開示を行うことが望ましい。なお、MNO及びMVNOは、当該標準プランの内容にかかわらず、協議当事者双方の間で個別に合意した提供条件に基づいて、卸電気通信役務契約の締結を行うことを妨げられない。

接続される端末の数が50万以上のMVNOがいる場合には、これらのMVNOごとの料金その他の提供条件等を含む。)⁷を総務大臣に届け出なければならない（これらを変更等するときも同様）（事業法第38条の2）⁸。

また、二種指定事業者の特定関係法人であるMNOは、当該MNOの特定関係法人であるMVNO（その提供を受ける特定の卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される端末の数が5万未満のものを除く。）又はその提供を受ける特定の卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される端末の数が50万以上のMVNOに対して、特定の卸電気通信役務の提供の業務を行うこととなったときは、これらのMVNOごとの料金その他の提供条件等について、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない（これらを変更等するときも同様）（報告規則第4条の4）。

（後略）

2) 事業者間接続による場合

ア 事業法第32条に基づく一般的規律

（ア）基本的な考え方

（前略）

- ① 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき（事業法第32条第1号）

（例）

（中略）

- ・MNOが、MVNOに対して、合理的な必要性を示して、MNOによる適切なふくそう対策の実施に対する協力又はMVNOによる適切なふくそう対策の実施を求めた場合であって、MVNOが合理的な理由なくこれに同意しない場合¹⁶

（後略）

2) 事業者間接続による場合

ア 事業法第32条に基づく一般的規律

（ア）基本的な考え方

（前略）

- ① 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき（事業法第32条第1号）

（例）

（中略）

- ・MNOが、MVNOに対して、合理的な必要性を示して、MNOによる適切な輻輳対策の実施に対する協力又はMVNOによる適切な輻輳対策の実施を求めた場合であって、MVNOが合理的な理由なくこれに同意しない場合¹⁷

(後略)

(イ) 利用者料金の設定権の帰属

(略)

(ウ) 接続料の課金方式

(略)

(エ) 接続料の算定

接続料の算定方法については、当事者間の協議で行われることが原則であるが、二種指定事業者以外のMNOにおいても、その検証可能性に留意した上で、第二種指定電気通信設備接続料規則(平成28年総務省令第 号。以下「二種接続料規則」という。)を踏まえた機能ごとの接続料の設定を可能な限り行うことが望ましい。

事業者間協議において接続料の水準が争点となった場合には、算定方法と代入すべきデータに議論を峻別した上で、前者については、二種接続料規則及び本ガイドラインに示す考え方を踏まえつつ、例えば、両当事者から案を提示し、その合理性を検証し、後者については、例えば、接続料の算出の根拠に関する説明を記載する書類その他必要な書類を用いるなどにより、可能な限り情報開示することが適当である。

(オ) 接続に必要なシステム開発等

接続に必要なシステム開発等の内容、方法及び期間については、合理性の観点から必要と認められる範囲に限られるべきである。

事業者間協議において接続に必要な開発の内容、方法又は期間

(後略)

(イ) 利用者料金の設定権の帰属について

(略)

(ウ) 接続料の課金方式について

(略)

＜参考＞第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン

第5 事業者間協議における留意事項

(1) 接続料の水準

イ 事業者間協議において接続料の水準が争点となった場合には、算定方法と代入すべきデータに議論を峻別した上で、前者については、第3に示す考え方を踏まえつつ、例えば、両当事者から案を提示し、その合理性を検証し、後者については、可能な限り情報開示することが適当である。

(3) 接続に必要なシステム開発等の内容、方法及び期間

ア 接続に必要なシステム開発等の内容、方法及び期間については、合理性の観点から必要と認められる範囲に限られるべきである。

イ 事業者間協議において接続に必要な開発の内容、方法又は期間が争

が争点となった場合には、可能な限り技術開発部門の者（関連開発の委託先の技術者を含む。）を直接関与させること等により、検討の迅速化・精緻化を図り、相互の見解の理解において齟齬が生じないようにすることが適当である。

接続に必要なシステム開発等の費用については、合理性の観点から必要と認められる範囲に限られるべきである。また、その負担方法については、接続要望に伴う追加費用である場合には、原則として、接続事業者において応分負担すべきであるが、他の接続事業者が開発されたシステム等を共用することとなった場合には、負担の公平性の観点から、当該追加費用の負担方法について案分比例にするなどの措置が求められる。

事業者間協議において接続に必要なシステム開発等の費用が争点となった場合には、総費用のみを提示するのではなく、細分した機能ごとの費用を提示するなどし、必要な機能の取捨選択ができるようにすることが適当である。また、金額の検証に客観性を確保するとともに、当事者間で守秘義務を課すなど必要な措置を講じた上で、その内訳について可能な限り情報開示することが適当である。

(カ) 接続を円滑に行うために必要な事項の提供

接続を円滑に行うために必要な事項の提供については、当事者間の協議で行われることが原則であるが、二種指定事業者以外のMNOにおいても、事業法施行規則第23条の9の5第1項各号に定める事項を可能な限り提供することが望ましい。

イ 二種指定事業者の接続に係る規律

点となった場合には、可能な限り技術開発部門の者（関連開発の委託先の技術者を含む。）を直接関与させること等により、検討の迅速化・精緻化を図り、相互の見解の理解において齟齬が生じないようにすることが適当である。

(4) 接続に必要なシステム開発等の費用及びその負担方法

ア 接続に必要なシステム開発等の費用については、合理性の観点から必要と認められる範囲に限られるべきである。また、その負担方法については、接続要望に伴う追加コストである場合には、原則として、接続事業者において応分負担すべきであるが、他の接続事業者が開発されたシステム等を共用することとなった場合には、負担の公平性の観点から、当該追加コストの負担方法について案分比例にするなどの措置が求められる。

イ 事業者間協議において接続に必要なシステム開発等の費用が争点となった場合には、総コストのみを提示するのではなく、細分した機能ごとのコストを提示するなどし、必要な機能の取捨選択ができるようにすることが適当である。また、金額の検証に客観性を確保するとともに、当事者間で守秘義務を課すなど必要な措置を講じた上で、その内訳について可能な限り情報開示することが適当である。

イ 第二種指定電気通信設備を設置するMNOの接続に係る規律

二種指定事業者は、上述の事業法第32条に基づく一般的規律に加え、接続料及び接続条件について接続約款を定め、その実施前に総務大臣に届け出る（これを変更するときも同様）（事業法第34条第2項）とともに、当該接続約款を公表²³する義務を負う（事業法第34条第5項）。また、二種指定事業者の定める接続約款が次の①～⑧に掲げるときに該当すると認められるときは、総務大臣は、当該接続約款の変更の命令をすることができる（事業法第34条第3項）

- ① 他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することが技術的及び経済的に可能な接続箇所のうち標準的なものとして総務省令で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていないとき（事業法第34条第3項第1号イ）
- ② 総務省令で定める機能ごとの二種指定事業者が取得すべき金額が適正かつ明確に定められていないとき（事業法第34条第3項第1号ロ）
- ③ 二種指定事業者及びこれとその電気通信設備を接続するMVNOの責任に関する事項が適正かつ明確に定められていないとき（事業法第34条第3項第1号ハ）
- ④ 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていないとき（事業法第34条第3項第1号ニ）
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして総務省令で定める事項が適正かつ明確に定められていないとき（事業法第34条第3項第1号ホ）

第二種指定電気通信設備を設置するMNOは、上述の事業法第32条に基づく一般的規律に加え、接続料及び接続条件について接続約款を定め、その実施前に総務大臣に届け出る（これを変更するときも同様）（事業法第34条第2項）とともに、当該接続約款を公表¹⁹する義務を負う（事業法第34条第5項）。また、MNOの定める接続約款が次の①～⑥に掲げるときに該当すると認められるときは、総務大臣は、当該接続約款の変更の命令をすることができる（事業法第34条第3項）。

- ① 第二種指定電気通信設備を設置するMNO及びこれとその電気通信設備を接続するMVNOの責任に関する事項が適正かつ明確に定められていないとき（事業法第34条第3項第1号）
- ② MVNOの電気通信設備との接続箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていないとき（事業法第34条第3項第2号）
- ③ 電気通信役務に係る料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていないとき（事業法第34条第3項第3号）

⑥ 二種指定事業者が取得すべき金額が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額を超えるものであるとき²⁴（事業法第34条第3項第2号）

⑦ 接続条件が、二種指定事業者がその第二種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものであるとき（事業法第34条第3項第3号）

⑧ 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的な取扱いをするものであるとき（事業法第34条第3項第4号）
(後略)

(ア) アンバンドル機能等

ア) 基本的な考え方

ネットワークの多機能化・高度化に伴い、他の事業者が二種指定事業者に対して一方的に使用を求める機能の重要性が高まり、アンバンドル²⁵を巡る紛争事案が発生する中で、二種指定事業者は、総務省令で定める機能（アンバンドル機能）ごとの接続料を接続約款に定めなければならないとされていること（事業法第34条第3項第1号ロ）等を踏まえ、aのとおり「アンバンドル等の判断基準」を定めるとともに、イ)のとおり「アンバンドル機能」を定め、ウ)のとおり「開放を促進すべき機能」を定める。

なお、第二種指定電気通信設備には第一種指定電気通信設備のようなボトルネック性が認められないこと、移動通信市場においてはサービス競争が一定程度進展していること等の移動通信分野の特性に鑑み、二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮するほか、アンバンドルに係る仕組みには、事業者間協議に

④ 第二種指定電気通信設備を設置するMNOが取得すべき金額が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものをを超えるものであるとき²⁰（事業法第34条第3項第4号）

⑤ MVNOに対し不当な条件を付すものであるとき（事業法第34条第3項第5号）

⑥ 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき（事業法第34条第3項第6号）
(後略)

<参考>第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン

第2 アンバンドル

1 基本的な考え方

ネットワークの多機能化・高度化に伴い、他の事業者が二種指定事業者に対して一方的に使用を求める機能の重要性が高まっていること、アンバンドルを巡る紛争事案が発生していること等を踏まえ、第2の2のとおりアンバンドルに係る仕組みを設けるとともに、第2の3のとおり「アンバンドルすることが望ましい機能」を定め、第2の4のとおり「注視すべき機能」を定める。

なお、第二種指定電気通信設備には第一種指定電気通信設備のようなボトルネック性が認められないこと、移動通信市場においてはサービス競争が一定程度進展していること等の移動通信分野の特性にかんがみ、アンバンドルに係る仕組みには、事業者間協議による合意形成を尊重し、その促進を図る視点を盛り込む。

よる合意形成を尊重し、その促進を図る視点を盛り込む。

a アンバンドル等の判断基準

(a) アンバンドル機能を設定する場合

「アンバンドル機能」は、以下の要件を満たした場合に設定する。

- ① 他の事業者から機能のアンバンドルに係る要望があること
- ② アンバンドルすることが技術的に可能であること
- ③ アンバンドルに当たって二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることのないこと
- ④ 必要性・重要性の高いサービスに係る機能であること²⁶

(b) 開放を促進すべき機能を設定する場合

上記アンバンドルの要件を全て満たさない機能でも、上記④の要件を満たし、いずれかの事業者に他の事業者からの要望があり、上記②・③の要件を満たす可能性がある場合には、接続又は卸電気通信役務による提供が望ましいため、事業者間協議の更なる促進を図るものとして、「開放を促進すべき機能」に定める。

b プロセス

総務省は、「アンバンドル機能」及び「開放を促進すべき機能」に該当する機能について、定期的に見直しを行うこととする。見直しに当たっては、意見公募を実施するなど、手続の公正性・透明性の確保に努めることとする。

イ) アンバンドル機能

「アンバンドル機能」には、二種接続料規則第4条各号に掲げる次の①から④までの機能が該当する。

- ① 音声伝送交換機能

2 アンバンドルに係る仕組み

(1) 判断基準

ア 他の事業者から機能のアンバンドルに係る要望があり、これが技術的に可能な場合には、二種指定事業者に過度に経済的負担を与えることのない範囲で、当該機能をアンバンドルすることが望ましい。ただし、需要の立上げ期にあるサービスに係る機能を除き、必要性・重要性の高いサービスに係る機能（例：利用者利便の高いサービスに係る機能、公正競争促進の観点から多様な事業者による提供が望ましいサービスに係る機能、多数の利用者に実際に利用されているサービスに係る機能）に限る。

(2) プロセス

イ 総務省は、「アンバンドルすることが望ましい機能」及び「注視すべき機能」に該当する機能について、定期的に見直しを行うこととする。見直しに当たっては、意見公募を実施するなど、手続の公正性・透明性の確保に努めることとする。

3 アンバンドルすることが望ましい機能

アンバンドルすることが望ましい機能には、次の①から④までに掲げる機能が該当する。

- ① 音声接続機能

- ② データ伝送交換機能
- ③ 番号ポータビリティ転送機能
- ④ ショートメッセージ伝送交換機能

ウ) 開放を促進すべき機能

「開放を促進すべき機能」は、ICTサービス安心・安全研究会 携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォースにおける議論を踏まえ、検討。

(イ) 接続料の算定方法

ア) 基本的な考え方

a 算定方法に関する考え方を示す目的

事業法第34条第3項第2号は、二種指定事業者の接続料が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額を超えるものである場合に接続約款の変更命令の対象となることを規定している。同号に基づく接続料の算定方法は、二種接続料規則に規定されているが、本章においては、その解釈を示すことにより、どのような場合に接続約款の変更命令を行う可能性があるのかについて二種指定事業者に一定の予見可能性を与えることを目的としている。

- ② ISP接続機能²
- ③ レイヤ3接続機能³
- ④ レイヤ2接続機能⁴

4 注視すべき機能

注視すべき機能には、次の①から⑧までに掲げる機能が該当する。

- ① 料金情報提供機能
- ② 課金機能・コンテンツ情報料の回収代行機能
- ③ 大容量コンテンツ配信機能
- ④ GPS位置情報の継続提供機能
- ⑤ SMS接続機能
- ⑥ 携帯電話のEメール転送機能
- ⑦ パケット着信機能
- ⑧ 端末情報提供機能

第3 接続料の算定方法に係る標準的な考え方及び算定根拠

1 基本的な考え方

(1) 算定方法に係る標準的な考え方及び算定根拠を示す目的

ア 法第34条第3項第4号は、二種指定事業者の接続料が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものである場合に接続約款変更命令の対象となることを規定している。ガイドラインに示す算定方法に係る標準的な考え方は、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するに当たっての標準的な考え方であり、同考え方を示すことにより、どのような場合に接続約款変更命令を行う可能性があるのかについて二種指定事業者に一定の予見可能性を与えることを目的としている。

る。

総務省は、二種指定事業者の算定が二種接続料規則及び本ガイドラインに示す解釈に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を行う必要があるため、事業法施行規則第23条の9の3に基づき、二種指定事業者の様式第17の4の2から第17の4の7までの接続料の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類を提出させることとしている。

b 対象となる接続料

(イ) に示す考え方は、(ア) イ) の①から④までに掲げる機能に係る接続料を対象とする。なお、これら以外の機能に係る接続料についても、法第34条第3項第2号の規定により、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものではないことが当然に求められる。

c 接続料の構成

(a) 接続料は、機能に係る接続料原価(第二種指定設備管理運営費)及び利潤(他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を加えた額)の合計額を当該接続料原価及び利潤の算定期間に係る需要で除すことにより定められる(二種接続料規則第11条第1項)。

(b) 音声伝送交換機能に係る接続料原価、利潤及び需要は、適正な方法により次の①から⑩までに掲げる設備区分によるほか、適正な区分を設定し、それらの区分により整理したものを事業法施行規則様式第17の4の5により提出するものとされている。

- ① 第二種指定端末系交換設備
- ② 第二種指定中継系伝送路設備

ウ 総務省は、二種指定事業者の算定が標準的な考え方に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を行う必要があるため、ガイドラインにおいて当該検証に資する算定根拠の様式を示し、これにより二種指定事業者の算定根拠を明らかにするよう求めることとしている。

(2) 対象となる接続料

第3に示す考え方は、第2の3の①から④までに掲げる機能に係る接続料を対象とする。なお、これら以外の機能に係る接続料についても、法第34条第3項第4号の規定により、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものではないことが当然に求められる。

(3) 接続料の構成

ア 接続料は、機能ごとに、第3の2及び3に示す考え方に基づいて算定される接続料原価に第3の4に示す考え方に基づいて算定される利潤を加えた額を第3の5に示す考え方に基づいて算定される需要で案分した額を超えない範囲で設定される。

イ 音声接続機能に係る接続料原価、利潤及び需要は、適正な方法により設備区分等に帰属させる。設備区分等は、次の①から⑩までに掲げる設備区分等によるほか、適正な区分を設定する。

- ①第二種指定端末系交換設備

- ③ 第二種指定中継系交換設備
- ④ 第二種指定中継系交換設備間の伝送路設備
- ⑤ 第二種指定端末系無線基地局
- ⑥ 第二種指定端末系無線基地局と第二種指定端末系交換局間の伝送路設備
- ⑦ 信号用伝送路設備
- ⑧ 信号用中継交換機
- ⑨ 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
- ⑩ 他事業者の電気通信設備と①～⑨との間に設置される伝送路設備
- ⑪ 設備への帰属が認められないもの

d 接続料の算定期間

接続料原価及び利潤の算定期間は、原則として1年とする（二種接続料規則第6条第3項）。接続料の算定は、算定期間に係る実績値を基に行う。

e 用語

（イ）において使用する次の①から⑳までに掲げる用語は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年総務省令第24号。以下「接続会計規則」という。）第4条において読み替えて準

- ②第二種指定中継系交換設備
- ③第二種指定中継系交換設備間の伝送路設備
- ④第二種指定端末系無線基地局
- ⑤第二種指定端末系無線基地局と第二種指定端末系交換局間の伝送路設備
- ⑥信号用伝送路設備
- ⑦信号用中継交換機
- ⑧携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
- ⑨他の電気通信事業者の電気通信設備と①～⑧との間に設置される伝送路設備
- ⑩設備への帰属が認められないもの

（4）接続料の算定期間等

接続料の算定期間は、原則として1年とする。接続料の算定は、原則として当該接続料の適用年度の前年度における実績値を基に行う。

ただし、第2の3の③及び④に掲げる機能を利用して提供しようとする電気通信役務が、相当の需要の増加等により、当該機能に係る接続料の急激な変動があると判断される場合は、適用年度の当年度における実績値を基に行う。

なお、総務省は、接続料の算定期間等が、第3の1（1）のア及びイに示す基本的な考え方に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を行う。

（5）用語

第3において使用する次の①から⑳までに掲げる用語は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年総務省令第24号）第4条において読み替えて準用する電気通信事業会計規則（昭和60年郵政

用する電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）別表第1（勘定科目表）及び別表第2（財務諸表様式）において使用する用語の例による。

- | | |
|------------|-----------|
| ① 固定資産 | ⑪ 施設保全費 |
| ② 投資その他の資産 | ⑫ 共通費 |
| ③ 貯蔵品 | ⑬ 管理費 |
| ④ 負債 | ⑭ 試験研究費 |
| ⑤ 社債 | ⑮ 研究費償却 |
| ⑥ 借入金 | ⑯ 減価償却費 |
| ⑦ 純資産 | ⑰ 固定資産除却費 |
| ⑧ 営業費用 | ⑱ 通信設備使用料 |
| ⑨ 営業費 | ⑲ 租税公課 |
| ⑩ 運用費 | ⑳ 営業外費用 |

イ) 接続料原価

a 算定プロセス

接続料原価は、b及びcに示す3ステップ・プロセスにより算定されるものとする。ただし、二種指定事業者が採用するプロセスが3ステップ・プロセスと完全に同一でない場合であっても、最終的に算定される接続料原価に含まれる費用の内容が同程度であるときは、当該二種指定事業者が採用するプロセスが直ちに否定されるものではない。

b 音声伝送交換機能、番号ポータビリティ転送機能、ショートメッセージ伝送交換機能

(a) ステップ1においては、移動電気通信役務に係る総費用（営業費用に限る。以下同じ。）からデータ伝送役務に係る費用を控除して音声伝送役務に係る費用を抽出する。

省令第26号)別表第一(勘定科目表)及び別表第二(財務諸表様式)において使用する用語の例による。

- | | |
|------------|-----------|
| ① 固定資産 | ⑪ 施設保全費 |
| ② 投資その他の資産 | ⑫ 共通費 |
| ③ 貯蔵品 | ⑬ 管理費 |
| ④ 負債 | ⑭ 試験研究費 |
| ⑤ 社債 | ⑮ 研究費償却 |
| ⑥ 借入金 | ⑯ 減価償却費 |
| ⑦ 純資産 | ⑰ 固定資産除却費 |
| ⑧ 営業費用 | ⑱ 通信設備使用料 |
| ⑨ 営業費 | ⑲ 租税公課 |
| ⑩ 運用費 | ⑳ 営業外費用 |

2 接続料原価

(1) 算定プロセス

接続料原価は、第3の2の(2)及び(3)に示す3ステップ・プロセスにより算定されるものとする。ただし、二種指定事業者が採用するプロセスが3ステップ・プロセスと完全に同一でない場合であっても、最終的に算定される接続料原価に含まれるコストの内容が同程度であるときは、当該二種指定事業者が採用するプロセスが直ちに否定されるものではない。

(2) 音声接続機能

ア ステップ1においては、移動電気通信役務に係る総コスト（営業費用に限る。以下同じ。）からデータ伝送役務に係るコストを控除して音声伝送役務に係るコストを抽出する。

a) 移動電気通信役務に係る総費用は、設備費、営業費及び間接費に大別される。設備費には、運用費、施設保全費、試験研究費、研究費償却、減価償却費、固定資産除却費、通信設備使用料及び租税公課が該当し、間接費には、共通費及び管理費が該当する。

b) 音声伝送役務及びデータ伝送役務に関連する費用は、接続会計規則別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦する。

(b) ステップ2においては、音声伝送役務に係る費用から契約数連動費用を控除してトラヒック連動費用を抽出する。

a) 契約数連動費用には、設備費のうち各契約者が専有的に使用する設備に係る費用²⁷が該当し、営業費のうち料金の請求・回収に係る費用及び基本料収入の確保に係る費用が該当する。

b) 契約数連動費用及びトラヒック連動費用に明確に分計することが困難なもの（間接費を含む。）がある場合には、接続会計規則別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準により配賦する。

(c) ステップ3においては、トラヒック連動費用から接続料原価対象外費用を控除して接続料原価対象費用を抽出し、これを接続料原価とする。

a) 接続料原価対象外費用は、dに示す考え方に基ついて特定する。

(ア) 移動電気通信役務に係る総コストは、設備コスト、営業コスト及び間接コストに大別される。設備コストには、運用費、施設保全費、試験研究費、研究費償却、減価償却費、固定資産除却費、通信設備使用料及び租税公課が該当し、営業コストには、営業費が該当し、間接コストには、共通費及び管理費が該当する。

(イ) 音声伝送役務及びデータ伝送役務に関連するコストは、別表第1に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦する。

イ ステップ2においては、音声伝送役務に係るコストから契約数連動コストを控除してトラヒック連動コストを抽出する。

(ア) 契約数連動コストには、設備コストのうち各契約者が専有的に使用する設備に係るコスト（例：サービス制御装置に係るコスト、位置登録信号に係るコスト、顧客・料金システムに係るコスト）が該当し、営業コストのうち料金の請求・回収に係るコスト及び基本料収入の確保に係るコストが該当する。

(イ) 契約数連動コスト及びトラヒック連動コストに明確に分計することが困難なもの（間接コストを含む。）がある場合には、別表第1に掲げる基準によるほか、適正な基準により契約数連動コスト及びトラヒック連動コストに分計する。

ウ ステップ3においては、トラヒック連動コストから接続料原価対象外コストを控除して接続料原価対象コストを抽出し、これを接続料原価とする。

(ア) 接続料原価対象外コストは、第3の3に示す考え方に基ついて特定する。

b) 接続料原価対象外費用及び接続料原価対象費用に明確に分計することが困難なもの（間接費を含む。）がある場合には、接続会計規則別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準により配賦する。

c データ伝送交換機能

(a) ステップ1においては、移動電気通信役務に係る総費用から音声伝送役務に係る費用を控除してデータ伝送役務に係る費用を抽出する。

a) 移動電気通信役務に係る総費用は、設備費、営業費及び間接費に大別される。設備費には、運用費、施設保全費、試験研究費、研究費償却、減価償却費、固定資産除却費、通信設備使用料及び租税公課が該当し、間接費には、共通費及び管理費が該当する。

b) 音声伝送役務及びデータ伝送役務に関連する費用は、接続会計規則別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦する。

(b) ステップ2においては、データ伝送役務に係る費用から回線容量課金対象外費用を控除して回線容量課金対象費用を抽出する。

a) 回線容量課金対象外費用には、設備費のうち各契約者が専有的に使用する設備に係る費用²⁸及び接続事業者が使用しない設備に係る費用²⁹が該当し、営業費のうち料金の請求・回収に係る費用及び基本料収入の確保に係る費用が該当する。

(イ) 接続料原価対象外コスト及び接続料原価対象コストに明確に分計することが困難なもの（間接コストを含む。）がある場合には、別表第1に掲げる基準によるほか、適正な基準により接続料原価対象外コスト及び接続料原価対象コストに分計する。

(3) ISP接続機能、レイヤ3接続機能及びレイヤ2接続機能

ア ステップ1においては、移動電気通信役務に係る総コストから音声伝送役務に係るコストを控除してデータ伝送役務に係るコストを抽出する。

(ア) 移動電気通信役務に係る総コストは、設備コスト、営業コスト及び間接コストに大別される。設備コストには、運用費、施設保全費、試験研究費、研究費償却、減価償却費、固定資産除却費、通信設備使用料及び租税公課が該当し、営業コストには、営業費が該当し、間接コストには、共通費及び管理費が該当する。

(イ) 音声伝送役務及びデータ伝送役務に関連するコストは、別表第1に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦する。

イ ステップ2においては、データ伝送役務に係るコストから帯域幅課金対象外コストを控除して帯域幅課金対象コストを抽出する。

(ア) 帯域幅課金対象外コストには、設備コストのうち各契約者が専有的に使用する設備に係るコスト（例：サービス制御装置に係るコスト、位置登録信号に係るコスト、顧客・料金システムに係るコスト）及び接続事業者が使用しない設備に係るコスト（例：二種指定事業者がインターネット接続サービ

b) 回線容量課金対象外費用及び回線容量課金対象費用に明確に分計することが困難なもの（間接費を含む。）がある場合には、接続会計規則別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準により配賦する。

(c) ステップ3においては、回線容量課金対象費用から接続料原価対象外費用を控除して接続料原価対象費用を抽出し、これを接続料原価とする。

a) 接続料原価対象外費用は、dに示す考え方に基ついて特定する。

b) 接続料原価対象外費用及び接続料原価対象費用に明確に分計することが困難なもの（間接費を含む。）がある場合には、接続会計規則別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準により配賦する。

d) 接続料原価対象外費用となる営業費用

(a) 営業費

接続料は、設備の使用料ととらえる。したがって、適正な原価は、基本的に設備費であり、営業費は、原則として接続料原価に算入されるべきではない。しかしながら、次の①から③までに掲げる営業費については、設備の安定的な運用又は効率的な展開に資することから、設備への帰属が認められるものとし、接続料原価への算入が否定されないものとする。

スを提供するための設備に係るコスト)が該当し、営業コストのうち料金の請求・回収に係るコスト及び基本料収入の確保に係るコストが該当する。

(イ) 帯域幅課金対象外コスト及び帯域幅課金対象コストに明確に分計することが困難なもの（間接コストを含む。）がある場合には、別表第1に掲げる基準によるほか、適正な基準により帯域幅課金対象外コスト及び帯域幅課金対象コストに分計する。

ウ ステップ3においては、帯域幅課金対象コストから接続料原価対象外コストを控除して接続料原価対象コストを抽出し、これを接続料原価とする。

(ア) 接続料原価対象外コストは、第3の3に示す考え方に基ついて特定する。

(イ) 接続料原価対象外コスト及び接続料原価対象コストに明確に分計することが困難なもの（間接コストを含む。）がある場合には、別表第1に掲げる基準によるほか、適正な基準により接続料原価対象外コスト及び接続料原価対象コストに分計する。

3 接続料原価対象外コスト

(1) 営業コスト

接続料は、設備の使用料ととらえる。したがって、適正な原価は、基本的に設備コストであり、営業コストは、原則として接続料原価に算入されるべきではない。ただし、次の①から③までに掲げる営業コストについては、設備の安定的な運用又は効率的な展開に資することから、設備への帰属が認められるものとし、接続料原価への算入が否定されないものとする。

① 電気通信の啓発活動に係る営業費

電気通信の啓発活動³⁰に係る営業費は、電気通信サービスの健全な利用を確保し、特定地域・時間における設備への負担の集中を軽減することにより、設備の安定的な運用に資する。

② エリア整備・改善を目的とする情報収集に係る営業費

エリア整備・改善を目的とする情報収集³¹に係る営業費は、エリア整備・改善に係る調査・計画を補完することにより、設備の効率的な展開に資する。

③ 周波数再編の周知に係る営業費

周波数再編の周知に係る営業費は、設備の改変等を要する周波数再編の円滑な実施を促進することにより、設備の効率的な展開に資する。

(b) 設備費

設備費であっても、次の①から③までに掲げるようなものについては、接続料として他の事業者負担を求めることが適当でないことから、接続料原価に算入されるべきではない。

① 通信設備使用料(自社のネットワークの構築に係るものを除く。)

② 他の事業者が個別に負担している設備費³²

③ 付加機能³³の用に供する設備費

ウ) 利潤

a 基本的な考え方

① 電気通信の啓発活動に係る営業コスト

電気通信の啓発活動(例:迷惑メールへの対処方法や災害時の通信手段等の啓発を内容とするケータイ教室)に係る営業コストは、電気通信サービスの健全な利用を確保し、特定地域・時間における設備への負担の集中を軽減することにより、設備の安定的な運用に資する。

② エリア整備・改善を目的とする情報収集に係る営業コスト

エリア整備・改善を目的とする情報収集(例:不感エリアに係る情報のウェブ上での受付)に係る営業コストは、エリア整備・改善に係る調査・計画を補完することにより、設備の効率的な展開に資する。

③ 周波数再編の周知に係る営業コスト

周波数再編の周知に係る営業コストは、設備の改変等を要する周波数再編の円滑な実施を促進することにより、設備の効率的な展開に資する。

(2) 設備コスト

設備コストであっても、次の①から③までに掲げるようなものについては、接続料として他の事業者負担を求めることが適当でないことから、接続料原価に算入されるべきではない。

① 通信設備使用料(自社のネットワークの構築に係るものを除く。)

② 他の事業者が個別に負担している設備コスト(例:P O I回線に係るコスト)

③ 付加機能(例:留守番電話機能)に係る設備コスト

4 利潤

(1) 利潤の構成

利潤の額は、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とし、その算定に当たっては、時価ではなく、公開されている財務諸表に記載されている簿価を用いる。この場合において、貸借対照表の値は、期首末平均値³⁴を用いることとする（二種接続料規則第6条第2項後段）。

b 他人資本費用の計算

(a) 他人資本費用の額の計算は、二種接続料規則第8条及び平成28年総務省告示第〇号（二種接続料規則第8条第9項の規定に基づき接続料の算定に用いる値を定める件。以下「二種接続料告示」という。）第2条において、次のとおり規定されている。

a) 他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

$$\text{他人資本費用} = \text{機能に係るレートベース} \times \text{他人資本比率} \times \text{他人資本利子率}$$

b) 機能に係るレートベースの額は、次に掲げる式により計算する。

$$\text{機能に係るレートベース} = \text{対象設備等の正味固定資産価額} \\ + \text{繰延資産} + \text{投資その他の資産} \\ + \text{貯蔵品} + \text{運転資本}$$

c) 対象設備等の正味固定資産価額は、接続会計規則別表第2の役務別固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額とする。

d) 繰延資産、投資その他の資産及び貯蔵品は、それぞれ電気通信事業会計規則第5条第1項前段の規定に基づき作成される貸借対照表に記載されたもののうち、第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠であり、かつ、収益の見込まれないものの額を基礎として算定する。

利潤の額は、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とする。

(2) 他人資本費用

ア 他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

$$\text{他人資本費用} = \text{機能に係るレートベース} \times \text{他人資本比率} \times \text{他人資本利子率}$$

イ 機能に係るレートベースの額は、当該機能に係る正味固定資産価額、繰延資産、投資その他の資産、貯蔵品及び運転資本の合計額とする。

ウ 機能に係る正味固定資産価額は、当該機能に係る固定資産の取得原価から減価償却相当額を控除した額を基礎として算定する。

エ 機能に係る固定資産、繰延資産、投資その他の資産及び貯蔵品は、当該機能に係る第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠、かつ、収益の見込まれないものに限る。

e) 運転資本の額は、次に掲げる式により計算する。

$$\text{運転資本} = \frac{\text{対象設備等の第二種指定設備管理運営費（減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。）} \times \left(\frac{\text{機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数}}{365日} \right)}{1}$$

f) 他人資本比率は、負債の額が負債資本合計の額に占める割合の実績値を基礎として算定する。

g) 他人資本利率は、社債、借入金及びリース債務（以下「有利子負債」という。）に対する利率並びに有利子負債以外の負債に対する利子相当率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したものとする。

h) 有利子負債に対する利率は、有利子負債の額に対する営業外費用のうち有利子負債に係るものの額の比率の実績値を基礎として算定する。

i) 有利子負債以外の負債に対する利子相当率は、当該負債の性質及び安全な資産に対する資金運用を行う場合に合理的に期待し得る利回りを勘案した値として総務大臣が別に告示する値とする。

二種接続料告示第2条に基づき、当該値は、日本証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値表により公表されている値を用いて、次の各号に掲げる算定期間に発行された長期国債であつて当該各号に掲げる日に発行されたものの単利の平均値を合算し、3で除した値とする。

- ・原価及び利潤の算定期間 当該算定期間の期末に最も近い日
- ・原価及び利潤の前算定期間 当該算定期間の期末に最も近い日
- ・原価及び利潤の前々算定期間 当該算定期間の期末に最も近い日

オ 機能に係る運転資本の額は、当該機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な期間における、当該機能に係る第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠な営業費用とする。ただし、減価償却費、固定資産除却費及び租税公課を除く。

カ 他人資本比率は、貸借対照表上の負債及び純資産の合計額に占める、貸借対照表上の負債の額の割合の実績値を基礎として算定する。

キ 他人資本利率は、社債及び借入金（以下「有利子負債」という。）に対する利率並びに有利子負債以外の負債の利子相当率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したものとする。

ク 有利子負債に対する利率は、有利子負債の額に対する営業外費用のうち有利子負債に係るものの額の比率の実績値を基礎として算定する。

ケ 有利子負債以外の負債に対する利子相当率は、当該負債の性質及び安全な資産に対する資金運用を行う場合に合理的に期待し得る利回りを勘案した値とする。

い日

(b) 他人資本比率の算定

「負債の額」及び「負債資本合計」は、ウ) aの基本的な考え方を踏まえ、貸借対照表上の「負債の額」及び「純資産の額」として計上されている簿価を用いることとし、時価を用いる算定は行わないこととする。

(c) 有利子負債の範囲

社債については、貸借対照表上の勘定科目としては、固定負債又は流動負債といった区分により、固定負債である「社債」又は流動負債である「1年以内に期限到来の固定負債」に分類されることとなるが、こういった分類にかかわらず、その性質が同じ場合には有利子負債とする。

c 自己資本費用の計算

(a) 自己資本費用の額の計算は、二種接続料規則第9条において、次のとおり規定されている。

a) 自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

$$\text{自己資本費用} = \text{機能に係るレートベース} \times \text{自己資本比率} \times \text{自己資本利益率}$$

b) 自己資本比率は、1から他人資本比率を差し引いたものとする。

c) 自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率の過去三年間（リスク（通常の予測を超えて発生し得る危険をいう。以下cにおいて同じ。）の低い金融商品の平均金利が、主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。）の平均値を基礎とした合理的な値とする。

$$\text{期待自己資本利益率} = \text{リスクの低い金融商品の平均金利} + \beta \times$$

(3) 自己資本費用

ア 自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

$$\text{自己資本費用} = \text{機能に係るレートベース} \times \text{自己資本比率} \times \text{自己資本利益率}$$

イ 自己資本比率は、1から他人資本比率を差し引いたものとする。

ウ 自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率を基礎として算定する。ただし、平均自己資本利益率に替えて株式価格を採用することを妨げない。

$$\text{期待自己資本利益率} = \text{リスクの低い金融商品の平均金利} + \beta \times (\text{主要}$$

(主要企業の平均自己資本利益率ーリスクの低い金融商品の平均金利)

d) β は、主要企業の実績自己資本利益率の変動に対する二種指定事業者の実績自己資本利益率の変動により計測された数値を基礎とし、移動電気通信事業に係るリスク及び当該二種指定事業者の財務状況に係るリスクを勘案した合理的な値とする。ただし、実績自己資本利益率に替えて株式価格を採用することを妨げない。

(b) リスクの低い金融商品の平均金利

リスクの低い金融商品の平均金利は、日本証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値表により公表されている値を用いて、算定期間に発行された長期国債であって当該算定期間の期末に最も近い日に発行されたものの単利の平均値とする。

(c) 主要企業の平均自己資本利益率ーリスクの低い金融商品の平均金利

主要企業の平均自己資本利益率ーリスクの低い金融商品の平均金利は、イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社が発行する Japanese Equity Risk Premia Report のうち、1952年から算定期間末月までの長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアムとする。

d 利益対応税の計算

(a) 利益対応税の額の計算は、二種接続料規則第10条において、次のとおり規定されている。

a) 利益対応税の額は、次に掲げる式により計算する。

利益対応税 = (自己資本費用 + (機能に係るレートベース × 他人資本比率 × 有利子負債以外の負債比率 × 利

企業の平均自己資本利益率ーリスクの低い金融商品の平均金利)

エ β は、主要企業の実績自己資本利益率の変動に対する二種指定事業者の実績自己資本利益率の変動により計測された数値を基礎とし、移動電気通信事業に係るリスク及び当該二種指定事業者の財務状況に係るリスクを勘案した合理的な値とする。ただし、実績自己資本利益率に替えて株式価格を採用することを妨げない。

オ リスクの低い金融商品の平均金利及び(主要企業の平均自己資本利益率ーリスクの低い金融商品の平均金利)の値の算定は、一定程度長期間における実績値を基に行う⁵。

(4) 利益対応税

ア 利益対応税の額は、次に掲げる式により計算する。

利益対応税 = (自己資本費用 + (有利子負債以外の負債の額 × 利子相当率)) × 利益対応税率

子相当率)) ×利益対応税率

b) 有利子負債以外の負債比率は、有利子負債以外の負債の額が負債の額に占める比率の実績値を基礎として算定する。

c) 利益対応税率は、法人税、事業税及びその他所得に課される税の税率の合計を基礎として算定された値とする。

エ) 需要

a) 音声伝送交換機能

音声伝送交換機能に係る接続料の単位（二種接続料規則第12条）を踏まえ、その需要は、次のとおりとする。

a) 音声伝送交換機能の接続料が通信時間をその単位とすることから、その需要は、ア) c (b) に掲げる設備区分ごとに、設備の使用の違いを考慮して算定される総通信時間とする。

b) データ伝送交換機能

データ伝送交換機能に係る接続料の単位（二種接続料規則第13条）を踏まえ、その需要は、次のとおりとする。

a) データ伝送交換機能の接続料が回線容量をその単位とすることから、その需要はネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総回線容量とする。

c) 番号ポータビリティ転送機能

番号ポータビリティ転送機能に係る接続料の単位（二種接続料規則第14条）を踏まえ、その需要は、次のとおりとする。

a) 番号ポータビリティ転送機能の接続料が通信時間をその単位とすることから、その需要は総通信時間とする。

d) ショートメッセージ伝送交換機能

ショートメッセージ伝送交換機能に係る接続料の単位（二種接続

イ 利益対応税率は、法人税、事業税及びその他所得に課される税の税率の合計を基礎として算定された値とする。

5 需要

(1) 音声接続機能

音声接続機能に係る接続料の需要は、第3の1の(3)のイに掲げる設備区分ごとに、設備の使用の違いを考慮して総通信時間を算定する。

(2) I S P接続機能、レイヤ3接続機能及びレイヤ2接続機能

I S P接続機能、レイヤ3接続機能及びレイヤ2接続機能に係る接続料は、一定の帯域幅を課金の単位とする帯域幅課金を基本とし、その需要は、ネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総帯域幅とする。

料規則第15条)を踏まえ、その需要は、次のとおりとする。

- a) ショートメッセージ伝送交換機能の接続料が通信回数をその単位とすることから、その需要は総通信回数とする。

(ウ) 接続料の精算方法

ア) 精算に関する遡及時点

接続料の精算は、毎事業年度の会計を整理した場合において、当該会計の整理の結果及び通信量等の実績値に基づき接続料を計算し、その結果に基づき接続料を変更したときは、接続料の変更前後の差額に需要の実績値を乗じて得た金額を、原則として算定期間の翌年度の期首まで遡及して精算を行うものとされている(二種接続料規則第16条本文)。

しかしながら、相当の需要の増加等により、接続料の急激な変動があると認められる場合には、当該接続料の精算については、算定期間の期首まで遡及して精算を行うものとされている(二種接続料規則第16条ただし書)。

この点については、当面、データ伝送交換機能が、相当の需要の増加等により、当該機能に係る接続料の急激な変動があると判断される場合が該当する。

イ) 暫定接続料

算定期間の実績値に基づく接続料の額が確定するのは、おおむね当

第5 事業者間協議における留意事項

(5) 接続料の精算方法

ア 接続料は、原則として第3に示す考え方に基づいて算定され、算定作業のために相当程度の期間が必要であることを考えると、適用年度開始までに接続料を確定値として算定することができないため、接続料確定までの間の暫定値として前年度適用接続料を採用し、暫定値に基づく既払接続料につき、確定値との間の差分の精算を行うことは合理的と認められる。

第3 接続料の算定方法に係る標準的な考え方及び算定根拠

- 1 基本的な考え方(4) 接続料の算定期間等 接続料の算定期間は、原則として1年とする。接続料の算定は、原則として当該接続料の適用年度の前年度における実績値を基に行う。

ただし、第2の3の③及び④に掲げる機能を利用して提供しようとする電気通信役務が、相当の需要の増加等により、当該機能に係る接続料の急激な変動があると判断される場合は、適用年度の当年度における実績値を基に行う。

第5 事業者間協議における留意事項

(5) 接続料の精算方法

イ しかしながら、第3(4)に示す考え方に基づいて、接続料の算定期

該算定期間の翌年度末であることを踏まえると、当該算定期間における接続料の仮払いには、当該算定期間の前々算定期間の実績値に基づく接続料（以下「仮払い接続料」という。）を用いることとなる。しかしながら、例えば、二種接続料規則第16条ただし書が適用される接続料の急激な変動があると認められる場合等においては、当該算定期間の実績値に基づく接続料と仮払い接続料との精算額が過大となるおそれがある。このため、接続料の過去の増減トレンドを当てはめた額や仮払い接続料に一定の割引率を乗じた額等を踏まえ合理的に設定した暫定の接続料（以下「暫定接続料」という。）を仮払い接続料として設定することにより、接続事業者にとってキャッシュフローの面で過大又は不公平な負担が課されないよう方策を講じることが望ましい。

暫定接続料の設定に関する事業者間協議に当たっては、その金額のみを提示するのではなく、その設定に係る考え方や基礎となる数値等について、接続事業者十分に説明を行うことが望ましい。

(エ) 標準的接続箇所

標準的接続箇所は、事業法施行規則第23条の9の4において、次のとおり規定されている。

ア) 音声伝送交換機能、番号ポータビリティ転送機能に係るもの

第二種指定中継系交換局に設置される第二種指定中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるものに限る。）における、第二種指定中継系伝送路設備の反対側の箇所

イ) データ伝送交換機能に係るもの

第二種指定端末系交換局に設置される第二種指定端末系交換設備（他事業者が設置する電気通信設備をGPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続するルータであって、データ伝送役務の提供に用いられるもの）に限り、専ら無線設備規則第四十九

間について適用年度の実績値を基に接続料の算定を行う場合は、暫定的な支払額として、前年度適用接続料に替えて合理的な暫定値⁶を用いることにより、接続事業者にキャッシュフローの面で過大あるいは不公平な負担が課されないよう方策を講じることが望ましい。

（脚注6） 合理的な暫定値の設定については、接続料の過去の増減トレンドを当てはめて得た額や接続料に一定の割引率を乗じた額等とする考え方が挙げられる。なお、接続料の確定後は、二種指定事業者と接続事業者との間において、速やかに精算することが適当である。

ウ 暫定値の設定に関する事業者間協議に当たっては、その暫定値のみを提示するのではなく、その設定に係る考え方や基礎となる数値等について、接続事業者十分に説明を行うことが望ましい。

第4 標準的接続箇所の設定等

標準的接続箇所の設定や相互接続点の設置については、移動通信分野の特性に加え、第一種指定電気通信設備制度においてもアンバンドルと比較して公正競争上の問題となるケースが少ないことにかんがみ、事業者間協議による合意形成を尊重し、その促進を図ることを基本とすることとする。

条の六の四又は第四十九条の六の五の無線設備のうち、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのものを使用して、データ伝送役務の提供に用いられるルータを除く。)

ウ) ショートメッセージ伝送交換機能に係るもの

第二種指定中継系交換局に設置される第二種指定中継系交換設備(特定移動端末設備間において電気通信番号を用いて行われる文字の伝送交換のみに用いられるものに限る。)における、第二種指定中継系伝送路設備の反対側の箇所

(オ) 接続を円滑に行うために必要な事項の提供

二種指定事業者は、接続を円滑に行うために必要な事項について接続約款に記載しなければならないが、当該事項は、事業法施行規則第23条の9の5第1項各号及び平成28年総務省告示第〇号(電気通信事業法施行規則第23条の9の5第2項の規定に基づき情報の開示に関する事項を定める件)に定める次の①から④までの事項が該当する。

- ① MVNOが接続の請求等を行う場合の手続(情報の開示手続³⁵を含む。)等
- ② MVNOが接続に必要な装置の設置若しくは保守又は建物等の利用を接続に関して行う場合における手続
- ③ MVNOによる電気通信役務(第二種指定電気通信設備と接続する当該MVNOの電気通信設備を用いて提供されるものに限る。以下④及び⑤において同じ。)の提供に用いられる二種指定事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理等を行うシステム(以下「業務システム」という。)若しくはSIMカードの提供又は特定移動端末設備と第二種指定電気通信設備との接続に関する試験を行う場合における手続
- ④ MVNOによる電気通信役務の提供に用いられる二種指定事業者

が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理等、工事又は保守その他第二種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関してMVNOが負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの

⑤ ふくそう、事故等により二種指定事業者の電気通信役務の提供に生じた支障の影響を受けるおそれのあるMVNOの利用者に対する説明その他の二種指定事業者及びMVNOがその利用者に対して負うべき責任に関する事項

⑥ 重要通信の取扱方法

⑦ MVNOが接続に関して行う請求及び二種指定事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式

⑧ MVNOとの協議が調わないときの事業法第154条第1項若しくは第157条第1項のあつせん又は法第155条第1項若しくは第157条第3項の仲裁による解決方法

⑨ 上記①から⑧までに掲げるもののほか、MVNOの権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続条件に関する事項があるときは、その事項

⑩ 有効期間を定めるときは、その期間

(カ) 接続を円滑に行うために必要な情報の提供 (努力義務)

二種指定事業者は、接続を円滑に行うために必要な情報について、接続事業者に提供する努力義務がある (事業法34条第7項) ため、例えば、次の①及び②に掲げる事項についてMVNOに情報提供するよう努めることが適当である。

① 第二種指定電気通信設備に将来追加される新たな機能等に関する情報

② 業務システム等、接続を円滑に行うために必要なものに関する機能追加等の情報

3) 市場支配的なMNOに係る規律

事業法第30条に規定する禁止行為等に係る規律が適用される市場支配的なMNO（事業法第30条第1項の規定による総務大臣の指定を受けたものをいう。以下3）において同じ。）は、次の①又は②の行為を行ったときは、行為の停止又は変更命令の対象となるほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、事業法第9条の電気通信事業の登録及び事業法第117条第1項の認定の取消対象となる（事業法第30条第5項、第14条第1項及び第126条第1項第3号）。

① MVNOの電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該MVNO及びその利用者に関する情報を当該接続の業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること（事業法第30条第3項第1号）。

② 市場支配的なMNOが法人である場合において、その電気通信業務について、当該市場支配的なMNOの特定関係法人であるMVNOであって総務大臣が指定するものに対し、不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えること（事業法第30条第3項第2号）。

4) MNOとMVNOとの間の協議に関する事項

ア MNOにおけるコンタクトポイントの明確化

電気通信役務の円滑な提供を確保する等の観点から、MNOにおいて、卸電気通信役務の提供又は接続のいかんを問わず一元的な窓口（コンタクトポイント）を設け、これを対外的に明らかにするとともに、

(4) MVNOの事業計画等に係る聴取範囲の明確化

2) 市場支配的なMNOに係る規律

事業法第30条に規定する禁止行為等に係る規律が適用される市場支配的なMNOは、次の行為を行ったときは、行為の停止又は変更命令の対象となるほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、事業法第9条の電気通信事業の登録及び事業法第117条第1項の認定の取消対象となる（事業法第30条第4項、第14条第1項及び第126条第1項第3号）。

・ MVNOの電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該MVNO及びその利用者に関する情報を当該接続の業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること（事業法第30条第3項第1号）。

・ その電気通信業務について、特定のMVNOに対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること（事業法第30条第3項第2号）。

・ MVNOに対し、その業務について、不当に規律をし、又は干渉をすること（事業法第30条第3項第3号）。

(3) MNOにおけるコンタクトポイントの明確化

電気通信役務の円滑な提供を確保する等の観点から、MNOにおいて、卸電気通信役務の提供又は接続のいかんを問わず一元的な窓口（コンタクトポイント）を設け、これを対外的に明らかにするとともに、一般的な事務処

一般的な事務処理手続（申請手続・書式・標準処理期間）を公表する等、MVNOとの協議を適正かつ円滑に行う体制を整備することが望ましい³⁶。

また、当該窓口や事務処理手続等について変更がある場合は、速やかにMVNOに通知するなど、MVNOの提供するサービスに大きな影響を与えないよう配慮することが望ましい。

イ MVNOの事業計画等に係る聴取範囲の明確化

（略）

ウ ネットワークのふくそう対策

（前略）

このため、疎通制御機能の開発等ネットワークのふくそう対策について、電気通信の健全な発達等を図る観点から、MVNOとMNOとの間で十分な協議が行われることが求められる。

なお、当該ネットワークのふくそう対策については、MVNO及びMNOのネットワークの円滑な運用及び利用者保護の観点から、MNOは、MVNOに対して必要な情報を提供することが求められる。

（後略）

エ MVNOによる端末の調達

（前略）

なお、MVNOの端末設備をMNOのネットワークに接続する場合には、当該端末設備と第二種指定電気通信設備との接続に関する試験（以下「事前確認試験」という。）等が必要となる場合があるが、これらについては、MVNOとMNOとの間の協議によるべき事項である。当該事項のうち、端末設備の事前確認試験等に係る費用は、MVNOの利用者料金に影響を与える重要なものであるため、MNO

理手続（申請手続・書式・標準処理期間）を公表する等、MVNOとの協議を適正かつ円滑に行う体制を整備することが望ましい²¹。

(4) MVNOの事業計画等に係る聴取範囲の明確化

1) 基本的考え方

（略）

(5) ネットワークの輻輳対策

（前略）

このため、疎通制御機能の開発等ネットワークの輻輳対策について、電気通信の健全な発達等を図る観点から、MVNOとMNOとの間で十分な協議が行われることが求められる。

なお、当該ネットワークの輻輳対策については、MVNO及びMNOのネットワークの円滑な運用及び利用者保護の観点から、MNOは、MVNOに対して必要な情報を提供することが求められる。

（後略）

(9) MVNOによる端末の調達

（前略）

なお、MVNOの端末設備をMNOのネットワークに接続する場合には、事前確認試験等が必要となる場合があるが、これらについては、MVNOとMNOとの間の協議によるべき事項である。

は、当該費用の請求について、①MNO及びMVNO間で事前確認試験等が行われる場合には、MVNOに対しその算定根拠、②MNO及び端末ベンダ間で事前確認試験等が行われる場合には、端末ベンダの了解があるときには、MVNOに対しその費用及び算定根拠を可能な範囲で明らかにすることが望ましい。

また、MVNOが端末の調達・開発、動作改善等のため端末ベンダと協議を行う際に、MNOのネットワークに係る情報が必要となる場合など、MVNOのみでは端末ベンダとの協議が成立しない場合には、MNOがMVNOと端末ベンダとの協議に可能な範囲で協力することが望ましい。

(後略)

オ 電気通信番号(電話番号)管理

(ア) 電話番号の利用

(略)

(イ) 携帯電話の番号ポータビリティ

MVNOがMNOから卸電気通信役務の提供を受けサービス⁴¹を提供する場合、携帯電話の電話番号の指定を受けたMNOは、MVNOの利用者に係る電話番号について、次の①から③までに掲げる措置を講じなければならない(電気通信番号規則第20条)。

- ① 当該MNOから卸電気通信役務の提供を受けサービスを提供するMVNO(以下「卸先MVNO」という。)の利用者が、その電話番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を卸先MVNOから他の電気通信事業者に変更できるようにするための措置(電気通信番号規則第20条第1号)。
- ② 他の電気通信事業者のサービスの利用者が、その電話番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業

(後略)

(10) 電気通信番号(電話番号)管理

1) 電話番号の利用

(略)

2) 携帯電話の番号ポータビリティ

MVNOがMNOから卸電気通信役務の提供を受けサービス⁴¹を提供する場合、携帯電話の電話番号の指定を受けたMNOは、MVNOの利用者に係る電話番号について、以下の措置を講じなければならない(電気通信番号規則第20条)。

- ・ 当該MNOから卸電気通信役務の提供を受けサービスを提供するMVNO(以下「卸先MVNO」という。)の利用者が、その電話番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を卸先MVNOから他の電気通信事業者に変更できるようにするための措置(電気通信番号規則第20条第1号)。
- ・ 他の電気通信事業者のサービスの利用者が、その電話番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を卸

者を卸先MVNOに変更できるようにするための措置（電気通信番号規則第20条第2号）。

③ 当該MNO又は卸先MVNOの利用者が、その電話番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を当該MNOと卸先MVNOとの間及び卸先MVNO間で変更できるようにするための措置（電気通信番号規則第20条第3号）。

（中略）

また、番号ポータビリティに係る利用者利便の観点から、利用者にとって簡便で利用しやすい手続となるよう、両者の間で調整及びそれぞれで検討が行われることが望ましい。

特に、MVNOへの番号ポータビリティを用いた回線開通時に、元の回線と新しい回線がどちらも利用できない期間がある場合には利用者利便が阻害されると考えられるため、MNOは、このような期間が生じないように、例えば、利用者がインターネットを通じて即時に回線開通を行えるようにする仕組みなど、必要な機能をMVNOへ提供することが望ましい。また、店頭でMVNOへの番号ポータビリティを用いた回線開通を行う場合に、MNOは、MVNOがSIMを書き換える装置を設置しなくてもよいように、例えば、利用者の端末を用いて遠隔でSIMを書き換える仕組みなど、必要な機能をMVNOへ提供することが望ましい。

5) MNOとMVNOとの間の協議が円滑に行われない場合

ア 法制上の解釈に関する相談

（前略）

この点、MVNO及びMNO間で協議を行うに当たり、その過程で知り得た事項について守秘義務を課すことを内容とする契約の締結は、基本的には当事者間の合意に基づくものであり、その有効性

先MVNOに変更できるようにするための措置（電気通信番号規則第20条第2号）。

・ 当該MNO又は卸先MVNOの利用者が、その電話番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を当該MNOと卸先MVNOとの間及び卸先MVNO間で変更できるようにするための措置（電気通信番号規則第20条第3号）。

（中略）

また、番号ポータビリティに係る利用者利便の観点から、利用者にとって簡便で利用しやすい手続となるよう、両者の間で調整及びそれぞれで検討が行われることが望ましい。

(6) 法制上の解釈に関する相談

（前略）

この点、MVNO及びMNO間で協議を行うに当たり、その過程で知り得た事項について守秘義務を課すことを内容とする契約の締結は、基本的には当事者間の合意に基づくものであり、その有効性は一般の民事規律に

は一般の民事規律に委ねられるが、一方当事者が、守秘義務契約の内容として行政に対する相談や問合せを行わない旨の条件を付し、これを拒否した相手方との協議を行わず、又は遅延させる行為は、一般に正当性を有するものとは認められず、協議開始（再開）命令の対象となることがある（事業法第35条第1項及び第2項並びに第39条において準用する第38条）。

イ 意見申出制度

（略）

ウ 協議が調わなかった場合の手続

（ア） 総務大臣による協議命令・裁定

（略）

（イ） 電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁

（略）

（3） MVNOと利用者との間の関係

1) MVNOと利用者との間の契約関係⁴⁶

（略）

2) 提供条件の説明及び苦情等の処理

（略）

（4） その他

（略）

1) 業務協定の認可の申請

（略）

2) 通信量等の報告

上記1)の業務協定の認可が必要となるMVNO及び国際間のネットワークについてインターネットをベースに構築して国際電話サービスを提供するMVNO並びにMNOと接続して音声の移動通信サービス

委ねられるが、一方当事者が、守秘義務契約の内容として行政に対する相談や問い合わせを行わない旨の条件を付し、これを拒否した相手方との協議を行わず、又は遅延させる行為は、一般に正当性を有するものとは認められず、協議開始（再開）命令の対象となることがある（事業法第35条第1項及び第2項並びに第39条において準用する第38条）。

（7） 意見申出制度

（略）

（8） 協議が調わなかった場合の手続

1) 総務大臣による協議命令・裁定

（略）

2) 電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁

（略）

（1 1） MVNOと利用者との間の契約関係³¹

（略）

（1 2） 提供条件の説明及び苦情等の処理

（略）

（1 3） その他

（略）

① 業務協定の認可の申請

（略）

② 通信量等の報告

上記①の業務協定の認可が必要となるMVNO及び国際間のネットワークについてインターネットをベースに構築して国際電話サービスを提供するMVNO並びにMNOと接続して音声の移動通信サービスを提供

を提供するMVNO（自ら料金を定める場合に限る。）は、毎四半期ごとに当該国際電話サービスの通信量等を総務大臣に報告しなければならない（報告規則第2条第3項及び第5条）。

3) 事業開始の届出内容の変更の届出等
(略)

4) 契約数等の報告
(前略)

具体的には、次のとおり。

・事業者名（卸電気通信役務の契約又は接続の協定を締結している事業者名²¹）(③)

・契約数（仮想移動電気通信サービスに係る全ての契約数²²）(④)
(後略)

3 電波法に係る事項

(1) 事業開始の際に必要な手続

MVNOは、その事業に用いる無線局（基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局）を自ら開設しない（1（2）の定義）ことから、無線局免許の申請等の手続を採る必要はない。

無線局の運用の特例制度を活用して、本ガイドラインにおいてMVNOとみなされる者（以下「みなしMVNO」という（脚注1参照。））が無線局の運用を行う場合には、MNOは、みなしMVNOに対し、あらかじめ、当該無線局の適正な運用の方法等を説明しなければならない（電波法施行規則第41条の2の4第1項において準用する同規則第41条の2）。また、MNOは、遅滞なく、みなしMVNOの氏名又は名称、みなしMVNOによる運用の期間等を総務大臣に届け出なければならない（電波法第70条の8第2項において準用する同法第70条の7第2項）。

するMVNO（自ら料金を定める場合に限る。）は、毎四半期ごとに当該国際電話サービスの通信量等を総務大臣に報告しなければならない（報告規則第2条第3項及び第5条）。

③ 事業開始の届出内容の変更の届出等
(略)

④ 契約数等の報告
(前略)

具体的には、次のとおり。

・事業者名（卸電気通信役務の契約又は接続の協定を締結している事業者名²³）(③)

・契約数（仮想移動電気通信サービスに係るすべての契約数²⁴）(④)
(後略)

3 電波法に係る事項

(1) 事業開始の際に必要な手続

MVNOは、その事業に用いる無線局（基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局（以下「端末」という。）をいう。以下同じ。）を自ら開設しない（1（2）の定義）ことから、無線局免許の申請等の手続を採る必要はない。

無線局の運用の特例制度を活用して、本ガイドラインにおいてMVNOとみなされる者（以下「みなしMVNO」という（脚注1参照。））が無線局の運用を行う場合には、MNOは、みなしMVNOに対し、あらかじめ、当該無線局の適正な運用の方法等を説明しなければならない（電波法施行規則第41条の2の3第1項において準用する同規則第41条の2）。また、MNOは、遅滞なく、みなしMVNOの氏名又は名称、みなしMVNOによる運用の期間等を総務大臣に届け出なければならない（電波法第70条の8第2項において準用する同法第70条の7第2項）。

(2)MVNOとMNOの関係

MNOが無線局を自ら運用する場合には、MNOは、その運用に係る責任を有する³⁵。当該運用の責任を担保することが不可能な無線局の開設・運用は認められない。

MNOが無線局の運用を行う場合には、MVNOの利用者が利用する無線設備を用いる無線局（以下「MVNOの利用者が用いる携帯電話端末等」という。）が何らかの不具合により他の無線システムに有害な混信を与えた場合、その混信の除去を行う責務はMNOに課せられる。この混信の除去について、MVNOはMNOに対し、両当事者間で締結された契約の範囲内で協力する必要がある³⁶。

みなしMVNOが無線局の運用を行う場合には、みなしMVNOがその運用責任を有し、当該無線局について不適正な運用が行われた場合には、運用停止命令等は、みなしMVNOに対して行われることになる（電波法第70条の8第3項において準用する同法第76条第1項）。

また、MNOは、みなしMVNOに対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない（電波法第70条の8第2項において準用する同法第70条の7第3項）、MNOがみなしMVNOに対して必要かつ適切な監督を行っていない場合には、MNOが有する無線局免許等が取り消されることもあり得る（電波法第76条第5項第4号）。

この他、MVNOは、MNOに対して、実際に運用されているMVNO

(2)MVNOとMNOの関係

MNOが基地局、陸上移動中継局及び端末を自ら運用する場合には、MNOは、その運用に係る責任を有する³⁸。当該運用の責任を担保することが不可能な無線局の開設・運用は認められない。

MNOが無線局の運用を行う場合には、MVNOの利用者が用いる端末が何らかの不具合により他の無線システムに有害な混信を与えた場合、その混信の除去を行う責務はMNOに課せられる。この混信の除去について、MVNOはMNOに対し、両当事者間で締結された契約の範囲内で協力する必要がある³⁹。

みなしMVNOが無線局の運用を行う場合には、みなしMVNOがその運用責任を有する。

MNOは、みなしMVNOに対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない（電波法第70条の8第2項において準用する同法第70条の7第3項）。

この場合において、当該無線局について不適正な運用が行われた場合、その運用に関する直接的な責任は、実際にその運用を行ったみなしMVNOが負うこととなり、運用停止命令等は、みなしMVNOに対して行われることになる。また、MNOがみなしMVNOに対して必要かつ適切な監督を行っていない場合には、MNOは監督責任を負うことになり、その結果、MNOが有する無線局免許等が取り消されることもあり得る。

この他、MVNOは、MNOに対して実際に運用する端末台数について

の利用者が用いる携帯電話端末等の数についての情報も提供する必要がある。

4 ローミングに係る事項（電気通信事業法及び電波法関連）

(1) (略)

(2) 国際ローミング

(前略)

MVNOが外国で利用する携帯電話端末等を国内に持ち込んで利用する者にサービスを提供する場合、当該MVNOとの間で卸電気通信役務又は接続に関する協定を締結するMNOは、国内で当該携帯電話端末等を用いる無線局（以下「外国の携帯電話端末等」という。）を運用するための許可を得ることが必要である。当該許可の条件は次のとおりである（電波法第103条の5第1項及び第2項）。

- ① 外国の携帯電話端末等が、MNOの基地局又は陸上移動中継局と通信を行うものであること。
- ② 外国の携帯電話端末等が、MNOの基地局又は陸上移動中継局からの電波を受けることにより初めて電波を発射できるものであること。
- ③ 外国で利用する携帯電話端末等の技術基準が国内の技術基準に適合していること（当該端末が海外から持ち込まれるものである場合は、当該端末が我が国の技術基準に相当する技術基準に適合するものである場合を含む。）が証明されていること。

なお、国内のMVNOからサービスの提供を受ける者がその利用する携帯電話端末等を国外に持ち出す場合、これに適用される国内規制は存在しないが、ローミング先の国における持ち込み端末に対する規制の対象になることに留意する必要がある。

5 開設計画においてMVNOによる無線設備の利用を促進する計画を有する

の情報も提供する必要がある。

4 ローミングに係る事項（電気通信事業法及び電波法関連）

(1) (略)

(2) 国際ローミング

(前略)

MVNOが外国の端末である無線局を国内に持ち込ませてサービスを提供する場合、当該MVNOとの間で卸電気通信役務又は接続に関する協定を締結するMNOは、国内で当該端末を運用するための許可を得ることが必要である。当該許可の条件は次のとおりである（電波法第103条の5）。

- ① 当該端末が、MNOの基地局又は陸上移動中継局と通信を行うものであること。
- ② 当該端末が、MNOの基地局又は陸上移動中継局からの電波を受けることにより初めて電波を発射できるものであること。
- ③ 当該端末の技術基準が国内の技術基準に適合していることが証明されていること。

なお、国内のMVNOがその端末を国外に持ち出させる場合、これに適用される国内規制は存在しないが、ローミング先の国における持ち込み端末に対する規制の対象になることに留意する必要がある。

5 開設計画においてMVNOによる無線設備の利用を促進する計画を有する

MNO

(1)電波法第27条の13第4項の規定に基づき総務大臣の認定を受けた開設計画の遂行

(前略)

MNOが、他の電気通信事業者による無線設備の利用を促進する計画を履行していない場合⁵⁷、これは当該MNOの基地局などの無線局の免許及び再免許の拒否事由となり得る（無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第12号）第3条第7項）⁵⁸

(2)電気通信事業法第9条の電気通信事業の登録等に付された条件の履行

MNOは、事業法第9条の電気通信事業の登録、同法第12条の2の登録の更新又は同法第13条に基づく変更登録の際に付された条件（事業法第163条）を履行しなければならない⁵⁹。

MNOが、当該条件を履行しない場合、事案に応じ、総務大臣による業務改善命令の対象となることがある（事業法第29条第1項）。

また、MNOが上記の条件を履行せず、公共の利益を阻害すると認められるときは、事業法第9条の電気通信事業の登録の取消事由となり得る（事業法第14条第1号）。

なお、当該MNOが事業法第9条の電気通信事業の登録の取消しを受けた場合には、電気通信業務に用いる特定基地局の開設計画の認定も取り消されることとなる（電波法第27条の15第1項）。

6 見直し

本ガイドラインは、現時点で想定されるMVNOのビジネスモデルを前提として策定したものであり、今後のビジネスモデルの登場などを踏まえたものとする観点や、毎年度の接続料の検証等を踏まえた算定方法等に係る考え

MNOについて

(1)電波法第27条の13の規定に基づき総務大臣の認定を受けた開設計画の遂行について

(前略)

MNOが、他の電気通信事業者による無線設備の利用を促進する計画を履行していない場合⁴²、これは当該MNOの基地局などの無線局の免許及び再免許の拒否事由となり得る（無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第12号）第3条）。⁴³

(2)電気通信事業法第9条の電気通信事業の登録等に付された条件の履行

MNOは、事業法第9条の電気通信事業の登録又は同法第13条に基づく変更登録の際に付された条件（事業法第163条）を履行しなければならない。⁴⁴

MNOが、当該条件を履行しない場合、事案に応じ、総務大臣による業務改善命令の対象となることがある（事業法第29条第1項）。

また、MNOが上記の条件を履行せず、公共の利益を阻害すると認められるときは、事業法第9条の電気通信事業の登録の取消事由となり得る（事業法第14条第1号）。

6 見直し

本ガイドラインは、現時点で想定されるMVNOのビジネスモデルを前提として策定したものであり、今後のビジネスモデルの登場などを踏まえ、必要に応じて、その内容を見直していくこととする。

方の一層の明確化を図る観点から、今後、必要に応じて、その内容を見直していくこととする。

＜参考＞第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン

第6 その他

総務省は、接続料の算定方法等に係る考え方の一層の明確化を図っていく観点から、今後、必要に応じて、ガイドラインの見直しを行っていくこととする。

OMVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン注釈 新旧対照表

改正案	現行
1～4 (略)	1～4 (略)
5 携帯電話又はBWAアクセスサービス(WiMAX2+及びAXGPに限る。)(通信モジュール向けに提供するものを除く。)。以下1)において同じ。	
6 特定関係法人とは、当該電気通信事業者の子会社等、親会社等、兄弟会社等及び政令で定める特殊の関係がある法人をいう(事業法第12条の2第4項第1号)。以下同じ。	
7 具体的には、電気通信事業法施行規則第25条の7に規定する事項を届け出ることが必要となる。	
8 総務大臣は、その保有する当該届出の内容等を含む第二種指定電気通信設備に関する情報を整理し、これを公表するものとしている(事業法第39条の2)。	
9～15 (略)	5～11 (略)
16 ふくそう対策は、MNOとMVNO双方にとって合理的と認められる適切な方法・基準に基づいて実施することが適当である。そのため、MNOがMVNOに対して、合理的な必要性・利用用途を明示して、対策に必要な情報の開示を求めた場合には、MVNOは当該情報を開示することが求められる。 また、MNOには、情報開示を求めるに当たって公正競争の確保に支障が生じないよう留	12 輻輳対策は、MNOとMVNO双方にとって合理的と認められる適切な方法・基準に基づいて実施することが適当である。そのため、MNOがMVNOに対して、合理的な必要性・利用用途を明示して、対策に必要な情報の開示を求めた場合には、MVNOは当該情報を開示することが求められる。 また、MNOには、情報開示を求めるに当たって公正競争の確保に支障が生じないよう留
17～23 (略)	13～19 (略)
24 第二種指定事業者との接続にあっては、当該第二種指定事業者の接続料が「能率的経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」(適正な減価償却費、施設保全費等のコストに、適正な自己資本利益等を加えたものとして算出するもの)を超えない水準であることが求められる。これに抵触すると認められるときは、接続約款の変更命令の対象となる(事業法第34条第3項第2号)。 なお、これに抵触する相当の蓋然性が認められる場合、行政において変更命	20 第二種指定電気通信設備を設置するMNOとの接続にあっては、当該MNOの接続料が「能率的経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」(適正な減価償却費、施設保全費等のコストに、適正な自己資本利益等を加えたものとして算出するもの)を超えない水準であることが求められる。これに抵触すると認められるときは、接続約款の変更命令の対象となる(事業法第34条第3項第4号)。 なお、これに抵触する相当の蓋然性が認められる場合、行政において変更命

<p>令の対象となるか否かを判断することとなるが、その際には、法令上予定されている聴聞手続（事業法第161条）に加え、MNOから必要な事項を報告させるなど（事業法第166条第1項）により審査する。</p>	<p>令の対象となるか否かを判断することとなるが、その際には、法令上予定されている聴聞手続（事業法第161条）に加え、MNOから必要な事項を報告させるなど（事業法第166条第1項）により審査する。</p>
<p>25 <u>第二種指定電気通信設備との接続に係る機能のうち、他の事業者が必要とするもののみを細分して使用できるようにすることをいう。以下同じ。</u></p>	
<p>26 <u>具体的には、利用者利便の高いサービスに係る機能、公正競争促進の観点から多様な事業者による提供が望ましいサービスに係る機能、多数の利用者に実際に利用されているサービスに係る機能が該当する。</u></p>	
<p>27 <u>例として、サービス制御装置に係る費用、位置登録信号に係る費用、顧客・料金システムに係る費用。</u></p>	
<p>28 <u>例として、サービス制御装置に係る費用、位置登録信号に係る費用、顧客・料金システムに係る費用。</u></p>	
<p>29 <u>例として、二種指定事業者がインターネット接続サービスを提供するための設備に係る費用。</u></p>	
<p>30 <u>例として、迷惑メールへの対処方法や災害時の通信手段等の啓発を内容とするケータイ教室。</u></p>	
<p>31 <u>例として、不感エリアに係る情報のウェブ上での受付。</u></p>	
<p>32 <u>例として、POI回線に係る費用。</u></p>	
<p>33 <u>例として、留守番電話機能。</u></p>	
<p>34 <u>期首末平均値とは、①原価及び利潤の算定期間の期末時点における貸借対照表の値と②原価及び利潤の前算定期間の期末時点における貸借対照表の値の平均値のこと。</u></p>	
<p>35 <u>①接続協議等に関する情報、②カバーエリア、③業務システム、SIMカード又はふくそう、事故等により二種指定事業者の電気通信役務の提供に生じた支障に係る情報</u></p>	
<p>36 <u>MVNOがMNOとの間で卸電気通信役務の提供又は接続に係る協議を行う際、例えば、MNOが次の行為を行うことにより、MVNOの業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると</u></p>	<p>21 <u>MVNOがMNOとの間で卸電気通信役務の提供又は接続に係る協議を行う際、例えば、MNOが次の行為を行うことにより、MVNOの業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認め</u></p>

認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となる（事業法第29条第1項第10号及び共同ガイドライン（11頁）を参照）	られるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となる（事業法第29条第1項第10号及び共同ガイドライン11頁参照）を参照）
<u>37・38</u> （略）	<u>22・23</u> （略）
	<u>24</u> http://www.soumu.go.jp/main_content/000160775.pdf
	<u>25</u> http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hunso/guidance/manual.html
<u>39～43</u> （略）	<u>26～30</u> （略）
<u>44</u> http://www.soumu.go.jp/main_content/000160775.pdf	
<u>45</u> http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hunso/guidance/manual.html	
<u>46～48</u> （略）	<u>31～33</u> （略）
<u>49</u> http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/kankei_hourei-guideline.html	<u>34</u> http://www.soumu.go.jp/main_content/000183066.pdf
<u>50～59</u> （略）	<u>35～44</u> （略）